

第2節 商法改正と金融関係法令の整備

I 商法改正の第一段階（金庫株の解禁等）

1. 商法改正の概要

まず、平成13年の第151回通常国会において、自己株式の取得及び保有規制の見直し等を内容とする商法改正が議員立法として行われた（「商法等の一部を改正する等の法律」、平成13年法律第79号、13年6月29日公布、13年10月1日施行）。

この商法改正により、会社は、一定の制限の下、定時総会の授権決議に基づいて自己株式を取得することができ、取得した自己株式については期間、数量等の制限なく保有できるとされた（金庫株の解禁）。また、株式の大きさに係る制限が撤廃され、額面株式の制度や単位株制度が廃止される一方、会社が定款で一定の数の株式をもって一単元の株式とする（株主には一単元につき一個の議決権が与えられる）旨を定めることができる単元株制度が創設された。さらに、法定準備金の減少手続が創設された。

2. 金融関係法令の整備

商法改正の整備法（「商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、平成13年法律第80号、13年6月29日公布）においては、証券取引法につき自己株式の取得や処分に係る不公正取引の防止措置が講じられ、銀行法につき銀行の財務基盤充実の観点から法定準備金の減少に関する特則が置かれるなど、金融関係法律30本について規定の整備が行われた。

また、金融関係政令については、「証券取引法施行令等の一部を改正する政令」（平成13年政令第311号、13年9月21日公布）において、商法等の準用に係る読替規定の整備等が図られた。

さらに、金融関係府省令については、取引の公正性の確保の観点から自己株式の売買の際に遵守すべき要件を定める「上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令」（平成13年内閣府令第72号、13年9月21日公布）が新たに制定された（詳細は、第5章第1節VIを参照）ほか、「証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成13年内閣府令第76号、13年9月25日公布）等において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等につき貸借対照表における自己株式の表示が改められるなど、所要の規定の整備が図られた。

II 商法改正の第二段階（株式制度の見直し、会社関係書類の電子化等）

1. 商法改正の概要

次に、13年の第153回臨時国会において、株式制度の見直し及び会社関係書類の電子化等を内容とする商法改正が行われた（「商法等の一部を改正する法律」、

平成 13 年法律第 128 号、13 年 11 月 28 日公布、14 年 4 月 1 日施行)。

この商法改正により、あらかじめ定めた価額で会社の株式を取得することができる権利について、「新株予約権」として概念が整理された上でその単独発行が認められることとなり、これに伴い、ストック・オプション制度については、「新株予約権の有利発行」との法的構成の下で、付与対象者や付与できる株式数、権利行使期間に関する規制が廃止され、株主総会の授権決議における決議事項も簡素化された。また、会社はその作成すべき会社関係書類を電磁的方法により作成できることとされ、会社又は株主等から行う情報の提供等についても電磁的方法により行うことができることとされた。

2. 金融関係法令の整備

商法改正の整備法（「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、平成 13 年法律第 129 号、13 年 11 月 28 日公布）においては、証券取引法につき新たな有価証券となる新株予約権証券について所要の規制が整備され、保険相互会社（保険業法）、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）及び特定目的会社（資産の流動化に関する法律）につき関係書類の電子化等の措置が講じられるなど、金融関係法律 37 本について規定の整備が行われた。

また、金融関係政令については、「社債等登録法施行令等の一部を改正する政令」（平成 14 年政令第 50 号、14 年 3 月 20 日公布）等において、証券取引法施行令につき取締役や使用人に対するストック・オプションとしての新株予約権の付与について原則として有価証券届出書の提出を要しないこととされ、資産の流動化に関する法律施行令等につき特定目的会社等が電磁的方法により情報の提供等を行う場合の承諾の手続等が定められるなど、所要の規定の整備が図られた。

さらに、金融関係府省令については、「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成 14 年内閣府令第 17 号、14 年 3 月 28 日公布）等において、企業内容等の開示に関する内閣府令につき新株予約権証券の創設に伴い有価証券届出書等の様式等が見直され、資産の流動化に関する法律施行規則等につき特定目的会社等が用いる電磁的方法の詳細等が定められるなど、所要の規定の整備が図られた。

Ⅲ 商法改正の第三段階（監査役の機能強化、取締役の責任軽減等）

1. 商法改正の概要

13 年の第 153 回臨時国会においては、さらに、取締役の責任軽減に関する要件の緩和等を内容とする商法改正法案（法案の原案は第 151 回通常国会において議員立法として提出されていたもの）が一部修正の上成立した。（「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」、平成 13 年法律第 149 号、13 年 12 月 12 日公布、14 年 5 月 1 日施行）。

この商法改正により、監査役につき任期の延長やその辞任に関する株主総会における意見陳述権の法定化等により機能強化が図られる一方で、取締役の会社に

対する責任につき株主総会の特別決議等による軽減の手續が新設された。

2. 金融関係法令の整備

商法改正の整備法（「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、平成 13 年法律第 150 号、13 年 12 月 12 日公布）においては、保険相互会社（保険業法）につき監査役の機能強化や取締役の責任軽減等に係る商法の新設規定が準用されるなど、金融関係法律 14 本について規定の整備が行われた。

また、金融関係政令については、「資産の流動化に関する法律施行令等の一部を改正する政令」（平成 14 年政令第 164 号、14 年 4 月 24 日公布）において、商法等の準用に係る読替規定の整備等が図られた。

さらに、金融関係府省令については、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 14 年内閣府令第 42 号、14 年 4 月 30 日公布）において、保険業法施行規則につき保険相互会社の監査役の辞任に関する意見陳述権に係る様式の整備が行われるなど、所要の規定の整備が図られた。

IV 商法改正の第四段階（委員会等設置会社制度の導入等）

1. 商法改正の概要

続いて、14 年の第 154 回通常国会においては、会社の機関の大幅な見直し等を内容とする商法改正が行われた（「商法等の一部を改正する法律」、平成 14 年法律第 44 号、14 年 5 月 29 日公布、15 年 4 月 1 日施行予定）。

この商法改正により、機関関係については、委員会等設置会社制度が導入され、大規模会社についてアメリカ型のコーポレート・ガバナンスの制度が選択可能となったほか、株主総会の招集手續の簡素化が図られた。また、株式関係としては、株券を喪失した株主が発行会社に喪失登録をする株券失効制度が創設された。さらに、計算関係としては、大規模公開会社につき連結計算書類制度が導入され、商法会計と証券取引法会計との整合性の確保等の観点から、計算関係規定について法務省令への委任が行われた。

2. 金融関係法令の整備

商法改正の整備法（「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、平成 14 年法律第 45 号、14 年 5 月 29 日公布）においては、銀行法等につき委員会等設置会社制度の導入に伴う規定の整備が行われ、投資信託及び投資法人に関する法律につき投資法人の投資主総会に係る招集手續の簡素化が図られ、株券等の保管及び振替に関する法律につき株券失効制度の創設に伴う所要の措置が講じられるなど、金融関係法律 41 本について規定の整備が行われた。

金融関係政令及び金融関係府省令については、今後、改正商法の施行日までに必要な規定の整備が図られる予定である。